

朝日町デイサービスセンター

通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(富山県指定 第1671700100号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護及びサービスを提供します。

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 緊急時における対応	3
6. 事故発生時の対応	3
7. 提供するサービスと利用料金	4
8. 苦情の受付	5

社会福祉法人 有 機 会

1 事業者

法人名 社会福祉法人 有機会

住所 富山県下新川郡朝日町泊555番地（〒939-0741）

電話 0765-82-2200(代) FAX 0765-83-2532

代表者名 理事長 草原 庄一

設立年月日 昭和60年8月28日

2 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業所
平成12年2月14日指定 富山県第1671700100
当事業所は、指定介護老人福祉施設有磯苑に併設しています。
- (2) 事業所の目的
指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう必要な居室および共用設備等をご使用いただき、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 朝日町デイサービスセンター
- (4) 施設の所在地 富山県下新川郡朝日町泊555番地（〒939-0741）
- (5) 電話 0765-83-2880 FAX 0765-83-2532
- (6) 管理者 廣田 真智子
- (7) 当事業所の運営方針
- ・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 - ・ 適切な介護技術をもって常に提供したサービスの質の管理、評価を行いその向上に努めます。
- (8) 開設年月日 平成2年3月26日
- (9) 利用定員 30名（通常規模）

3 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域は朝日町、入善町、糸魚川市とします。
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 毎週月曜日から金曜日まで。ただし、12月31日から1月3日を除きます。

受付・営業時間 午前8時00分から午後5時30分まで
 サービス提供時間 午前8時00分から午後5時00分まで

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	人数	兼 職	資 格	職務内容
管理者	1	看護師 機能訓練指導員	看護師	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員	1 以上	介護士	社会福祉主事 介護福祉士	サービス利用の相談・対応 居宅介護支援事業者等他の機関との連携
介護士 介護職員	4 以上		介護福祉士 介護職員初任者研修・ 介護福祉士実務者研修 修了	介護業務全般、送迎、 レクリエーション企画・遂行
看護職員	1 以上	機能訓練指導員	看護師	健康管理、医療的ケア 機能訓練
運転手	1 以上		大型免許	利用者の送迎

勤務時間は、原則として午前8時00分から午後5時30分までとします。

5 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。また予め指定する連絡先にも連絡します。

6 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には必要に応じ、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

7 非常災害対策

- (1) 防災時の対応…職員の誘導に従ってください。
- (2) 防災設備…屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災報知器設備等
- (3) 防災訓練…年2回実施
- (4) 防災責任…荒尾 隆紀

8 提供サービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条・参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも特殊（機械）浴槽を使用し入浴していただきます。

③ 健康チェック

- ・血圧、体温を測定し、体調や身体の状態により健康状態を確認します。

④ 送 迎

- ・自宅までの送り迎えをいたします。（事前に送迎の時間をお知らせいたしますが、道路の状態や他の利用者の都合により、多少前後する可能性がありますので、ご了承ください。）

〈サービス利用料金（1日及び1ヶ月あたり）〉 （契約書第7条・参照）

料金のご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。（別紙参照）

また、介護度別に定められた単位数を超えて通所介護のサービスをご利用になった場合は、単位数を超えた部分は保険対応には該当せず全額自己負担になります。

(2) 介護保険の給付とならないサービス（契約書第5条、第7条・参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食費（食材料費及び調理費用）

料金：1日あたり（昼）680円

② レクリエーション、趣味活動

ご契約者のご希望によりレクリエーション、趣味活動等に参加（利用）できます。利用料金は当面無料サービスです。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 1枚につき：実費

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者

に負担いただくことが適当であるものについてはその費用をご負担いただきます。

おむつ代：実費/努めて現物をご持参ください。

(3) 利用料金の支払い方法（契約書第7条・参照）

前記(1)(2)の料金・費用は翌月中旬に請求いたしますので、次のいずれかの方法で期日までにお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし（指定日まで）

※引き落とし手数料がかかります。

イ. 現金支払い（月末までに支払い）

(4) 利用中止、変更、追加（契約書8条・参照）

・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額相応分

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

9 苦情の受付（契約書第23条・参照）

(1) 当事業所（朝日町デイサービスセンター）

受付窓口：管理者 廣田 真智子

事業所内に苦情メモ「投函箱」を設置しています。

(2) 行政機関

- ① 朝日町健康課 (電話 0765-83-1100)
- ② 入善町健康福祉課 (電話 0765-72-1100)
- ③ 黒部市福祉課 (電話 0765-54-2502)
- ④ 糸魚川市福祉事務所 (電話 025-552-1511)
- ⑤ 新川地域介護保険組合 (電話 0765-57-3303)
- ⑥ 富山県国民健康保険団体連合会 (電話 076-431-9827)
- ⑦ 富山県福祉サービス運営適正化委員会 (電話 076-432-3280)

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

朝日町デイサービスセンター

説明者 職名 生活相談員 氏名 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス提供の開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 印

契約者の家族等 住所

氏名 印

続柄()

重要事項説明書

1 事業者の概要

(1) 名称・サービス提供地域等

名 称	朝日町デイサービスセンター
所 在 地	富山県下新川郡朝日町泊 555 番地
事業者（代表者） 職名及び氏名	理事長 草 原 庄 一
管理者職名及び氏名	管理者 廣 田 真 智 子
介護保険事業所番号	通所介護及び介護予防通所介護 (富山県指令高第 1671700100 号)
サービスを提供する地域	朝日町 入善町、糸魚川市

(2) 職員体制

	人数	兼 職	資 格	職務内容
管理者	1	看護師 機能訓練指 導員	看護師	職員等の管理及び業務の管理 を一元的に行う
生活相談 員	1 以上	介護士	社会福祉主事 介護福祉士	サービス利用の相談・対応 居宅介護支援事業者等の機関 との連携
介護士 介護職員	4 以上		介護福祉士 介護職員初任者研修・ 介護福祉士実務者研 修修了	介護業務全般、送迎、 レクリエーション企画・遂行
看護職員	1 以上	機能訓練指 導員	看護師	健康管理、医療的ケア 機能訓練
運転手	1 以上		大型免許	利用者の送迎

(3) 設備等

(定 員) 介護給付サービス 介護予防サービス	30 名	延床面積	656.74 m ²
浴 室	一般浴槽 座浴槽・臥床浴槽	送迎車両	4 台 (車椅子対応車 3 台)

(4) 営業時間等

営業日	毎週月曜日～金曜日まで。ただし、12月31日から1月3日までを除きます。
受付・営業時間	8時00分から17時30分まで
サービス提供時間	8時00分から17時00分まで

2 サービス内容

介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

- ① 送迎…車両4台（リフト付き3台）に運転手と必要に応じた介助員を配置し、安全な送迎に努めています。なお、ご自宅へはお迎えに行くおおよその時間帯もお知らせしています。
- ② 食事…12:00 から食事を提供いたしますので、安心して召し上がっていただけます。なお、季節に合った行事食やおやつ等の提供も行っています。
- ③ 入浴…一般浴槽のほか、特殊浴槽には臥床型浴槽及び車椅子型浴槽があり、ご利用者の身体状況に合った入浴が可能です。
- ④ 機能訓練…ご利用者の心身状態に合った日常生活動作の維持向上を図りながら、機能訓練やリハビリを兼ねたレクリエーションを行います。必要な場合には、理学療法士、作業療法士等の指導も受けます。また、屋外活動も積極的に取り入れ、ご利用者の社会的孤独感の解消にも努めます。
- ⑤ 生活相談…事業者の職員が承ります。病気のこと、保険のこと、福祉のこと、生活のことなど、どんなことでも遠慮なくご相談ください。

3 料金

(1) 利用料金

利用料、食費（食材料費、おやつ費及び調理費用含む）及び加算に伴う料金については、別紙「総合事業利用料」にて記載しています。

- (2) 給付の支給限度基準額を超えて利用された場合の超過分は全額自己負担となります。
- (3) 都合により、お休みされた場合のキャンセル料は徴収いたしません。ただし、食事等の準備がございますので早めにご連絡ください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込みください。

介護計画の交付と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを中止する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- 介護保険給付（介護予防給付含む）でサービスを受けていたご利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※ この場合、新たに総合事業対象者と判定されれば、条件を変更して再度契約することが可能です。（総合事業への移行）

- 総合事業対象者が要介護認定を受けた場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することが可能です。（介護保険給付への移行）

- ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- 次のような場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合があります。

ア ご利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合

イ ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

ウ ご利用者が入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合

エ ご利用者や家族などが事業者や事業者の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(3) サービス利用に当たっての留意事項

① 送迎時間の連絡…送迎時間は事前にお知らせいたします。

② 体調確認…血圧、体温などにより、体調確認いたします。

③ 体調不良等によるサービスの中止・変更

- ご利用者のご都合によりサービスを中止される場合は、職員にお申し出ください。

- 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

- 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。

- ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

④ 食事のキャンセル…職員にお申し出ください。

- ⑤ 利用時間等の変更…職員にお申し出ください。必要により介護支援専門員に連絡いたします。
- ⑥ 設備、器具の利用…職員にお申し出ください。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

6 非常災害対策

- (1) 防災時の対応…職員の誘導に従ってください。
- (2) 防災設備…屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災報知器設備等
- (3) 防災訓練…年2回実施
- (4) 防災責任者…荒尾 隆紀

7 サービス内容に関する相談、苦情

- (1) 事業者のご利用者相談・苦情担当
 - 担当者氏名 管理者 廣田 真智子
 - 電話 (0765) 83-2880
- (2) 行政機関

朝日町健康課	(0765) 83-1100
入善町健康福祉課	(0765) 72-1100
黒部市福祉課	(0765) 54-2502
糸魚川市福祉事務所	(025) 552-1511
新川地域介護保険組合	(0765) 57-3303
富山県国民健康保険団体連合会	(076) 431-9827
富山県福祉サービス運営適正化委員会	(076) 432-3280

8 事業者の運営方針及び特徴

- (1) 事業者は、ご利用者が可能な限り自宅において自己の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なお世話や機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、改善並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることにより、ご利用者及びご家族の福祉向上を基本に運営いたします。
- (2) 事業者は、医療に基づいたご利用者のための介護に努めています。
また、サービス面においても、医療から福祉へと継続的な看護介護が可能になっており、どんな場合でも安心してご利用になれます。

重要事項説明書

1 事業者の概要

(1) 名称・サービス提供地域等

名 称	朝日町デイサービスセンター
所 在 地	富山県下新川郡朝日町泊 555 番地
事業者（代表者） 職名及び氏名	理事長 草 原 庄 一
管理者職名及び氏名	管理者 廣 田 真 智 子
介護保険事業所番号	通所介護及び介護予防通所介護 (富山県指令高第 1671700100 号)
サービスを提供する地域	朝日町全域

(2) 職員体制

	人数	兼 職	資 格	職務内容
管理者	1	看護師 機能訓練指 導員	看護師	職員等の管理及び業務の管理 を一元的に行う
生活相談 員	1 以上	介護士	社会福祉主事 介護福祉士	サービス利用の相談・対応 居宅介護支援事業者等他の機関 との連携
介護士 介護職員	4 以上		介護福祉士 介護職員初任者研修・ 介護福祉士実務者研 修修了	介護業務全般、送迎、 レクリエーション企画・遂行
看護職員	1 以上	機能訓練指 導員	看護師	健康管理、医療的ケア 機能訓練
運転手	1 以上		大型免許	利用者の送迎

以下の職種の職員を配置しています。

(3) 設備等

定 員 (総合事業通所型サービスA)	2 名
延床面積	656.74 m ²
送迎車両	4 台 (車椅子対応車 3 台)

(4) 営業時間など

営業日	月曜日～金曜日（12月31日～1月3日を除く）
営業時間	9時30分から12時40分まで

2 サービス内容

介護計画に沿って、送迎、食事の提供、機能訓練その他必要な介護を行います。

- ① 送迎 車両4台（リフト付き3台）に運転手と必要に応じた介助員を配置し、安全な送迎に努めています。なお、ご自宅へはお迎えに行くおおよその時間帯もお知らせしています。
- ② 食事 12:00 から食事を提供いたしますので、安心して召し上がっていただけます。なお、季節に合った行事食やおやつ等の提供も行っています。
- ③ 機能訓練 ご利用者の心身状態に合った日常生活動作の維持向上を図りながら、機能訓練やリハビリを兼ねたレクリエーションを行います。必要な場合には、理学療法士、作業療法士等の指導も受けます。また、屋外活動も積極的に取り入れ、ご利用者の社会的孤独感の解消にも努めます。
- ④ 生活相談 事業者の職員が承ります。病気のこと、保険のこと、福祉のこと、生活のことなど、どんなことでも遠慮なくご相談ください。

3 料金

(1) 利用料金

利用料、食費（食事材料費及び調理費用含む）及び加算に伴う料金については、別紙「総合事業通所型サービスA利用料」にて記載しています。

- (2) 給付の支給限度基準額を超えて利用された場合の超過分は全額自己負担となります。
- (3) 都合により、お休みされた場合のキャンセル料は徴収いたしません。ただし、食事等の準備がございますので早めにご連絡ください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込みください。

介護計画の交付と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを中止する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- a 介護保険給付（介護予防給付含む）でサービスを受けていたご利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※ この場合、新たに総合事業対象者と判定されれば、条件を変更して再度契約することが可能です。（総合事業への移行）

- b 総合事業対象者が要介護認定を受けた場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することが可能です。（介護保険給付への移行）

- c ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- a 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- b 次のような場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただきます場合があります。

- (a) ご利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合

- (b) ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

- (c) ご利用者が入院若しくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合

- (d) ご利用者や家族などが事業者や事業者の職員に対して本契約を継続し難しいほどの背信行為を行った場合

(3) サービス利用に当たっての留意事項

① 送迎時間の連絡…送迎時間は事前にお知らせいたします。

② 体調確認…血圧、体温などにより、体調確認いたします。

③ 体調不良等によるサービスの中止・変更

- a ご利用者のご都合によりサービスを中止される場合は、職員にお申し出ください。

- b 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

- c 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。

- d ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

④ 食事のキャンセル…職員にお申し出ください。

⑤ 利用時間等の変更…職員にお申し出ください。必要により介護支援専門員に連絡いたします。

⑥ 設備、器具の利用…職員にお申し出ください。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

6 非常災害対策

- (1) 防災時の対応…職員の誘導に従ってください。
- (2) 防災設備…屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災報知器設備等
- (3) 防災訓練…年2回実施
- (4) 防災責任者…荒尾 隆紀

7 サービス内容に関する相談、苦情

- (1) 事業者のご利用者相談・苦情担当

担当者氏名 管理者 廣田 真智子
電話 (0765) 83-2880

- (2) 行政機関

朝日町健康課	(0765) 83-1100
新川地域介護保険組合	(0765) 57-3303
富山県国民健康保険団体連合会	(076) 431-9827
富山県福祉サービス運営適正化委員会	(076) 432-3280

8 事業者の運営方針及び特徴

- (1) 事業者は、ご利用者が可能な限り自宅において、自己の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なお世話や機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、改善並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、ご利用者及びご家族の福祉向上を基本に運営いたします。
- (2) 事業者は、医療に基づいたご利用者のための介護に努めています。
また、サービス面においても、医療から福祉へと継続的な看護介護が可能になっており、どんな場合でも安心してご利用になれます。